

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する
省令案



写

厚生労働省発基1109第1号

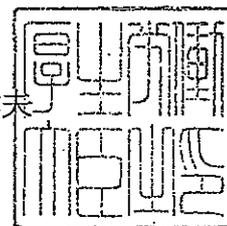
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成22年11月9日

厚生労働大臣 細川 律夫



中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 同居の親族の取扱

同居の親族のみを雇用する中小企業者が雇用する同居の親族を、中小企業退職金共済制度の従業員として扱うこととするに伴い、以下の措置を講ずるものとする。

一 同居の親族のうち、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第三項に規定する共済契約者（以下「小規模企業共済契約者」という。）である者を、中小企業退職金共済制度への包括加入の原則の適用除外とするものとする。

二 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が退職金共済契約締結を拒絶し得る理由に、申込みに係る被共済者が小規模企業共済契約者に該当する者であることを追加するものとする。

三 退職金共済契約申込書の記載事項について、次に掲げる事項を追加するものとする。

- (一) 申込者が同居の親族のみを雇用する者である場合にあつては、その旨

(二) 被共済者となる者が申込者の同居の親族である場合にあっては、その旨

四 退職金共済契約申込書について、被共済者となる者が申込者の同居の親族である場合は、添付する書類として次に掲げるものを追加するものとする事。

(一) 被共済者となる者が申込者に使用される者で賃金を支払われる者であることを証する書類

(二) 被共済者となる者が小規模企業共済契約者でないことをその者が誓約する書類

五 加入促進のための掛金負担軽減措置及び掛金月額増加の促進のための掛金負担軽減措置について、同居の親族のみを雇用する共済契約者には適用しないものとする事。

六 被共済者となるべき従業員の過去勤務期間として通算の対象としない期間に、小規模企業共済契約者であった期間を追加するものとする事。

七 被共済者が退職した場合の届書について、退職した者が共済契約者の同居の親族である場合は、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする事。

(一) 被共済者が共済契約者に使用される者で賃金を支払われる者であったことを証する書類

(二) 退職の事由を証する書類（被共済者が同居の親族のみを雇用する共済契約者に雇用される者である

ときは、転職し、又は傷病、高齢その他これらに準ずる事由により退職し、その後当該共済契約者に雇用されることが見込まれないことを証する書類)

八 共済契約者は、次のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならぬものとする。

- (一) 同居の親族以外の者を雇用する共済契約者にあつては、同居の親族のみを雇用することとなったとき。
 - (二) 同居の親族のみを雇用する共済契約者にあつては、同居の親族以外の者を雇用することとなったとき。
- 九 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十三年一月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行うものとする。